別表4

古河市スポーツ協会全国大会等出場祝金 及び選手育成金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、市民のスポーツの振興と競技力向上を図るため、各種のスポーツ大会において全国大会等に出場する場合に、祝金または助成金(以下「祝金等」という。) を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象大会)

- 第2条 祝金等の交付対象となる全国大会等は、次の各号いずれかに該当するものとする。
 - (1) 日本スポーツ協会(加盟団体を含む。)が主催又は共催する大会等
 - (2) 小中学校及び高等学校体育連盟が主催又は共催する大会等
 - (3) 全国スポーツ・レクリエーション祭、及びねんりんピック
 - (4) 県民総合体育大会茨城県予選会及び全国青年大会茨城県予選会
 - (5) 前号に定めるもののほか会長が認める大会等

(交付対象者)

- 第3条 祝金等の交付となる団体及び会員は、次の各号に該当する者とし、各大会に規定の登録人数とする。(監督・コーチを含む。)
 - (1) 古河市スポーツ協会(以下「スポ協」という。)の加盟団体及び会員
 - (2) 古河市スポーツ少年団の登録単位団及び団員
 - (3) 古河市内の小中学校及び高等学校(部活動を含む)の児童及び生徒
 - (4) その他、会長が認めた者

(交付申請手続き)

- 第4条 祝金等を受けようとする者は、交付申請書(様式1)に次の書類を添えて大会日の15日前までに、スポ協に提出しなければならない。
 - (1) 大会要項等
 - (2) 出場に至る予選大会等の結果を証明できるもの
 - (3) 収支予算書(様式2)
 - (4) 出場者等名簿
 - (5) その他必要と認める書類

(実績報告)

- 第5条 祝金等を受けた者は、大会の終了後、速やかに実績報告書(様式3)に次の書類 を添えてスポ協に提出しなければならない。
 - (1) 大会結果報告者
 - (2) 収支決算書(様式4)

(祝金等の額及び限度額)

- 第6条 次の基準により祝金等を交付する。
 - (1) 祝金(3名以上は限度額とする)

区分	第3条	第3条
	第1号、2号及び4号の対象者	第3号の対象者
1人	10,000円	5 000 П
2人	20,000 円	5,000円
3人以上	30,000 円を限度とする	10,000円を限度とする

(2) 助成金(5名以上は限度額とする)

第3条第1号を対象とし、国民体育大会茨城県予選会(県民総合体育大会)に出場する場合、1人2,000円、5人以上は10,000円を限度として交付する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

- この規程は、平成25年7月1日から施行する。
- この規程の対象とする大会は、平成25年4月1日から適用する。
- この規程は、平成30年5月24日から施行する。
- この規程は、令和 3年4月 1日から施行する。